

薩摩川内市危険ブロック塀等解体撤去促進事業補助金交付実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、薩摩川内市補助金等交付規則（平成16年薩摩川内市規則第67号）（以下「補助金交付規則」という。）及び薩摩川内市危険ブロック塀等解体撤去促進事業補助金交付要綱（令和2年薩摩川内市告示第20号）（以下「危険ブロック塀等解体撤去補助要綱」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領において使用する用語の定義は、危険ブロック塀等解体撤去補助要綱の定めるところによる。

(不良の判定の基準)

第3条 危険ブロック塀等解体撤去補助要綱第3条第2号の規定による不良の判定は、様式第11号表（い）欄に掲げる各評価点の合計（基本性能値）に、同表（ろ）欄に掲げる評価点（外観係数）、同表（は）欄に掲げる評価点（耐力係数）及び同表（に）欄に掲げる評価点（保全係数）を乗じた値（総合評点）によって測定する。

2 交付要綱第3条第2号に規定する不良の判定に必要な程度は、前項の規定による総合評点が55点未満であるもの。

(様式)

第4条 危険ブロック塀等解体撤去補助要綱において使用する様式は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 補助金等交付申請書（様式第1号）
- (2) 申立書（様式第2号）
- (3) 補助金交付決定通知書（様式第3号）
- (4) 事業計画変更承認申請書（様式第4号）
- (5) 補助金変更交付決定通知書（様式第5号）
- (6) 事業計画取りやめ届（様式第6号）
- (7) 事業実績報告書（様式第7号）
- (8) 補助金交付確定通知書（様式第8号）
- (9) 補助金（変更）交付決定（一部）取消通知書（様式第9号）

(添付図書)

第5条 前条第1号に規定する様式に添付するものは、次の図書とする。

- (1) 申立書（様式第2号）
- (2) 代理権限を証する委任状（申請者と所有者が異なる場合又は所有者が複数である場合）
- (3) 市税等の滞納がない証明書
- (4) 工事見積書（内訳明細の付いたもの）の写し
- (5) 危険ブロック塀等の位置図及び配置図
- (6) 工事着手前の危険ブロック塀等及び敷地全景を含む周辺の状況写真

(7) 補助金の受領に係る権限を施工業者に委任する旨の委任状

(8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、同項第3号に掲げる書類は、市が保有する情報により調査することについて申請者が同意する場合は、省略することができる。

第6条 第4条第4号に規定する様式に添付するものは、次の図書とする。

(1) 変更後の工事見積書（内訳明細の付いたもの）の写し

(2) 変更工事箇所及び内容の分かる図面及び写真

(3) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

第7条 第4条第7号に規定する様式に添付するものは、次の図書とする。

(1) 産業廃棄物管理票（マニフェスト）A票の写し

(2) 工事施工中及び工事完了後の写真

(3) 工事代金（解体撤去工事に要した経費から補助金の額を差し引いたもの）の領収書の写し

(4) 解体撤去工事全体の内訳明細書

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（その他）

第8条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

第1条 この要領は、令和2年4月1日から施行する。

（薩摩川内市既存住宅等改修環境整備事業補助金交付実施要領の廃止）

第2条 平成31年4月1日施行の薩摩川内市既存住宅等改修環境整備事業補助金交付実施要領は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要領の施行の際現にこの要領による改正前の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。